

第4章

取組に当たっての視点

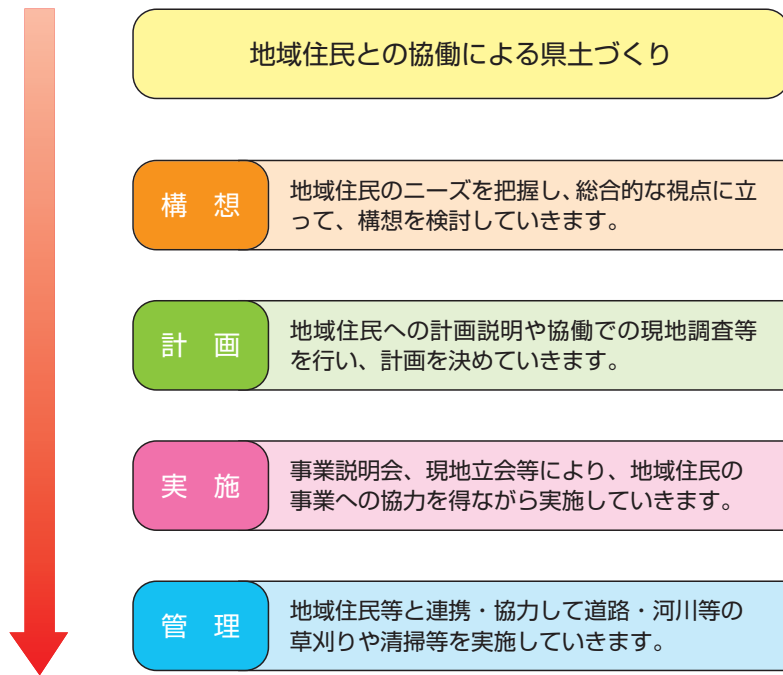
- 1 県民参加型行政の推進
- 2 効率的・効果的な事業の推進
- 3 自然環境や周辺景観への配慮
- 4 人づくりの推進

1 県民参加型行政の推進

1. 地域住民等と協働した土木建築行政の推進

●地域住民との協働による県土づくり

- 県土づくりにあたっては、地域の意見やニーズを取り入れ、利用者の満足度を高めることが大切です。そのため、構想・計画・実施・管理の各プロセスにおいて、わかりやすく説明するとともに、地域の方々の意見やニーズの把握に努め、地域と協働した土木建築行政を推進します。さらに今後は身近な土木行政を目指すため、現場見学会や土木関連イベントを積極的に開催しマスコミを介して取組状況の広報を行います。



構想段階での住民との意見交換



計画段階の現地調査



地域住民と協働の維持管理

●次世代を担う子どもたちへの啓発

- 地域の将来を担う子どもたちに、土木・建築のすばらしさを伝えるため、土木未来教室^{*33)}を実施しています。社会生活における土木・建築が担う重要性の理解を深めるとともに、自分たちの地域が変わっていく姿を身近に感じ、自らが生活する場である地域と未来の地域づくりについて関心を持ってもらい、地域密着意識の向上等を図ります。

土木未来教室

〈砂防の学習会〉



砂防ダムが土石流から家を守ってくれるんだー

〈川の環境学習会〉



どんな生き物がいるのかな？

〈橋の現場見学会〉



新しい橋に絵を書きました。これからよろしくお願ひします。

● ボランティア団体等との協働による地域活動

- 地域課題の解決やより良い地域づくりに向けて、施設の維持管理や環境保全活動等を行うボランティア団体等との協働による地域活動に取り組んでいます。
- 今後も、土木未来チャレンジ事業*³⁴⁾等を活用しながら、地域住民等との協働体制の構築に向けた取組を推進します。

＜地元協議会と協定を結び芝歩道を管理＞



(阿蘇くじゅう公園線の芝歩道)
観光振興や地域活性化に貢献

＜地域ボランティア団体との協働による河川清掃＞



地域の生活と密接な三重川の河川敷を清掃
(地域住民等52団体・202名が参加)

＜各種団体との協働による中津山国自転車道の美化活動＞



観光協会、NPO、自治委員会など20団体・247名により、道路の清掃・草刈り、標識等の清掃などを実施

2. 県民の要請に対する迅速な対応

- 土木事務所では、地域の総合防災センターとして、県民からの通報にすぐに駆け付けるよう心掛けています。このような通報には重大な被害に直結するものも多くなります。職員自らや委託業務を活用し、迅速に対応することで、安心・安全な暮らしを支えています。

＜災害拡大防止のための応急措置＞



河川の流れを阻害する倒木を迅速に撤去



家屋背後の崩壊した斜面を迅速に保護



＜職員による迅速な対応＞

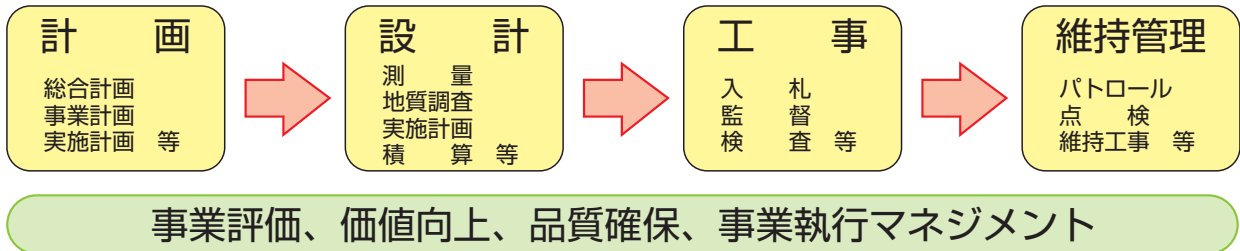


河川に流出した油が流下しないよう作業

2 効率的・効果的な事業の推進

公共工事は、県民生活の向上のために重要な役割を果たしています。しかしながら、厳しい財政制約が見込まれる中、県民ニーズを的確に把握し、限られた予算をいかに有効に活用するかが課題となっており、優先度と時間軸を考慮した選択と集中の徹底を図るとともに、事業の透明性を確保する必要があります。

効率的・効果的に事業を推進するには、事業実施の各過程（計画・設計・工事・維持管理）において、事業評価、価値向上、品質確保、事業執行マネジメントを実践していくことが重要です。



1. 公共事業評価の実施

公共事業を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応し、必要かつ緊急を要する施策への重点化と事業の効率性、透明性の向上を図るため、公共事業評価を各段階で行い、適正な事業執行に努めます。併せて情報の公開を進めます。

●事前評価

新たに着手しようとする事業について、県民のニーズや社会経済情勢に照らして必要性が高いか、事業手法や工法が妥当であるかなどの観点から、事業開始前に事業着手の適否に関する評価を行います。

●再評価

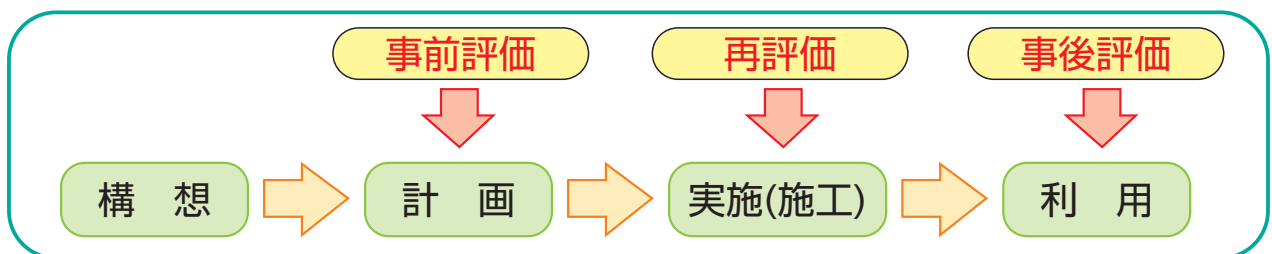
事業採択後一定期間が経過し、なお継続中の事業について、その進捗状況や社会経済情勢の変化等の観点から、事業継続の適否に関する評価を行い、必要に応じて計画の見直しや事業中止を行います。

●事後評価

同種事業中で総事業費が最大の事業について、事業完了後に、事業の効果や実施状況の評価を行い、今後の事業計画立案等に反映させます。



事業評価監視委員会により事業の対応方針を議論



2. 公共事業の価値向上

公共事業の推進にあたっては、「コスト」と「品質」の両面を重視し、公共事業の価値向上を図ることで、県民満足度の向上に努める必要があります。

●取組内容

- 技術基準の弾力的運用
- 設計VE^{*35)}の活用

$$\text{価値} = \frac{\text{機能}}{\text{コスト}}$$

- 新技術・新工法の積極的活用
- 建設副産物対策の推進
- 契約後 V E *³⁶⁾ (請負者のコスト縮減提案) の活用
- C A L S / E C *³⁷⁾ (電子入札、電子納品等) の活用
- 国・県道や都市計画道路、農林道との企画調整、情報共有

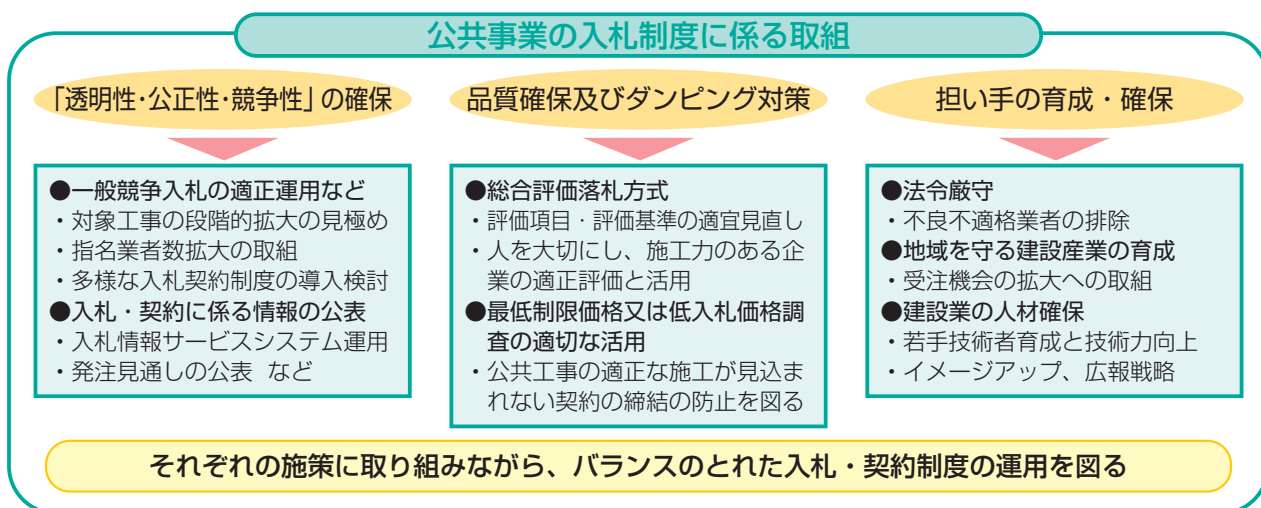
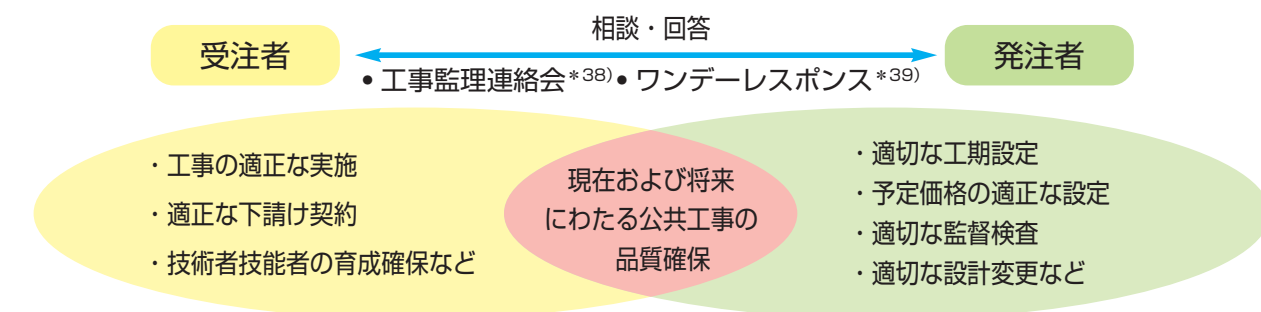


公共事業の価値向上を図る設計 V E の様子

3. 公共工事の品質確保

公共工事は、県民生活や経済活動の基盤となる社会資本を整備・保全するため、その品質は現在及び将来にわたり確保されなければならないものです。

そのため、いわゆる担い手3法が平成 26 年 6 月に改正され、そのうちの 1 つである「公共工事の品質確保に関する法律」(品確法)において、品質確保のために、適切な技術・透明性・公正性が確保され総合的に優れた内容の契約を行うことに加えて、建設産業の担い手の中長期的な育成及び確保の観点から発注者および受注者の責務が求められています。



4. 事業執行マネジメント

公共事業の実施において、県民により早く施設を利用してもらうためには、計画段階で完成目標を明確にし、着実に執行できるよう必要な予算管理と執行管理を行わなければなりません。

また、社会経済情勢の変化などに応じて、事業執行に関する必要な見直しを適切に行うなど、柔軟な対応も必要となります

- 完成目標を設定し、着実に事業を推進する。
- 事業の選択と集中を図り、完成目標に向け必要な予算を確保する。
- 予算、用地取得、関係法令の手続き、入札契約手続き、工期設定、工事の発注計画等を考慮した事業全体の工程計画を立て、さらに各年度毎にも事業執行計画を作成し実行する。

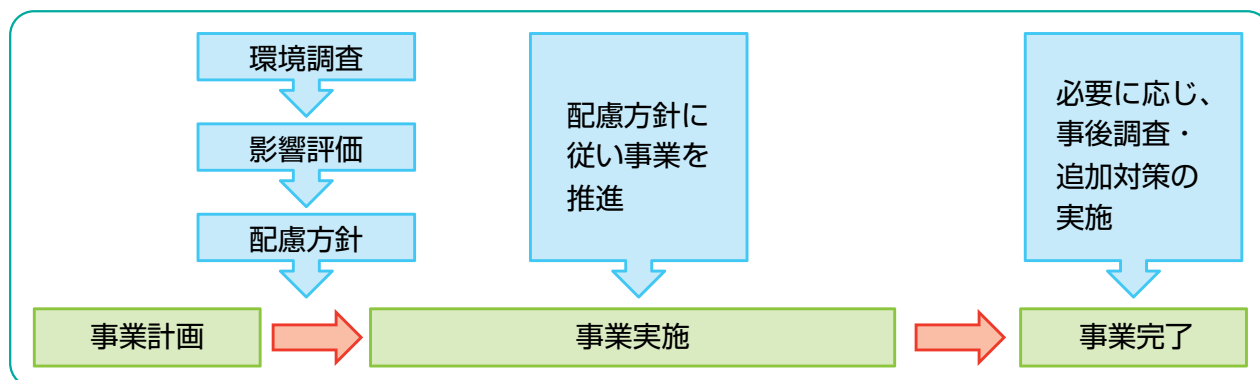
3 自然環境や周辺景観への配慮

1. 豊かな自然環境への配慮

●環境影響評価の実施

公共事業の実施にあたっては、事業規模に応じて環境影響評価法、大分県環境影響評価条例、大分県環境配慮推進要綱に基づき、環境への影響を事前に調査・検討を行い、自然環境の保全と調和が図られるように事業を推進します。

また、上記の対象とならない小規模な事業は、大分県自主的環境配慮指針等を適用し、率先して環境に対する配慮を行います。



●生物多様性への対応

公共事業に対しては、自然、人、地球へのやさしさや、持続可能な節度ある開発が求められていることから、事業活動に伴う生物多様性への影響の大きさを認識し、生物多様性に配慮した事業の推進に努めます。

主な取組としては、生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進することを目的に策定されている「生物多様性おいた県戦略」を踏まえるとともに、計画地周辺の動植物の把握や希少種などの生息・生育環境への影響の回避・低減・代替措置などを過去の実施事例等も参考にしながら推進します。

<大分スポーツ公園での緑地の復元、オオイタサンショウウオの生息環境の復元>

(芽苗工法による緑地の復元) 周辺の里山から採取した種子により自然林の復元



施工直後



施工後2年経過



芽苗工法

(オオイタサンショウウオの保護池の整備) 公園内に16箇所の保護池を整備



保護池づくり



保護池の維持作業



オオイタサンショウウオ

2. 循環型社会への対応

建設廃棄物は、産業廃棄物の排出量の約2割、最終処分量の約2割を占めており、逼迫する最終処分場の問題や限りある資源の有効利用の面から、循環型社会への積極的な取組が求められています。

このため、建設事業の計画・設計段階から積算、施工、完成までの各段階における具体的な実施事項をとりまとめた「大分県建設リサイクルガイドライン」により、公共工事発注者の責務の徹底を図ります。

さらに、国や市町村等とともに、工事毎の搬出土及び搬入土の時期や量のデータを共有し、建設発生土の有効利用に努めます。

目標指標		現状	目標値※	目標値
		(平成24年度)	(平成30年度)	(平成37年度)
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99.7%	99%以上	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99.7%	99%以上	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	88.7%	95%以上	95%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	—	78%以上	78%以上

※「九州地方における建設リサイクル推進計画2014」に準拠

3. 低炭素社会への対応

地球温暖化により、極端な気象現象の増加や自然生態系、農林水産業、健康への影響が、今後一層深刻化してくることが懸念されています。

低炭素社会づくりの推進に向けて、排出ガス対策型建設機械の使用を徹底するなど、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制による温暖化の進行を緩和する取組を促進します。

4. 周辺景観への配慮

良好な景観は、美しく風格ある国土の形成と豊かで潤いのある生活環境の創造に不可欠なものであり、国民共有の財産として誇りを持って次世代に継承していくためには、計画的な整備と保全が重要となります。

特に、公共事業は景観に直接的な影響を与えることから、その実施にあたってはきめ細やかな配慮が求められており、景観法に基づく景観計画区域^{*40)}等の規制の対象となる地域等をはじめ、事業により影響を与えるおそれがある地域においては、各事業区分の景観ガイドライン^{*40)}等を参考に良好な景観形成に努めるとともに、関係機関や地元関係者、専門家等と協力しながら景観への配慮に取り組みます。



(都) 祇園洲柳原線(白杵市)

歴史的建造物と調和した潤いある
道路景観を形成する歩道整備



関ノ本川(中津市)

国定公園内で景観に配慮した砂防施設

4 人づくりの推進

1. 地域を守る建設産業の担い手の確保・育成

●建設産業の現状と課題

建設産業は、社会インフラの整備や維持管理をはじめ、災害時の復旧対応等にも日夜活躍し、県民の安心・安全を守るためには欠かせない地域の基幹産業の一つです。

しかしながら、建設投資額の減少や少子高齢化などの影響により、若年就労者の減少や技術者の高齢化問題が生じており、今後の担い手をいかに確保・育成するかが課題となっています。

地域で活躍する建設技術者



社会資本の整備・維持管理



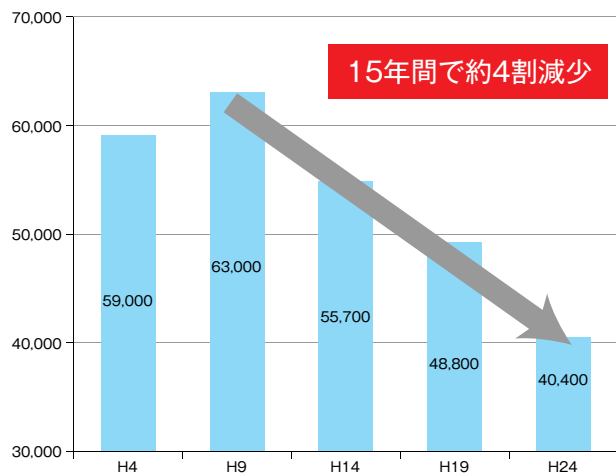
豪雪時の除雪



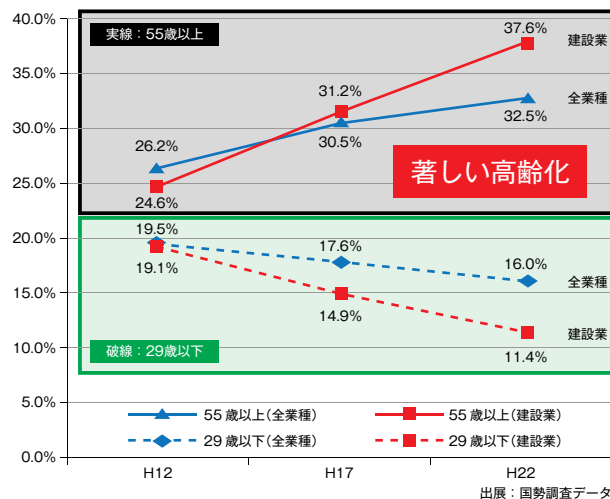
災害時の復旧対応

建設業就労者の現状

県内の建設業雇用者数は15年間で約4割減少。特に若年就労者が減少し、他産業と比較しても高齢化が著しい状況です。

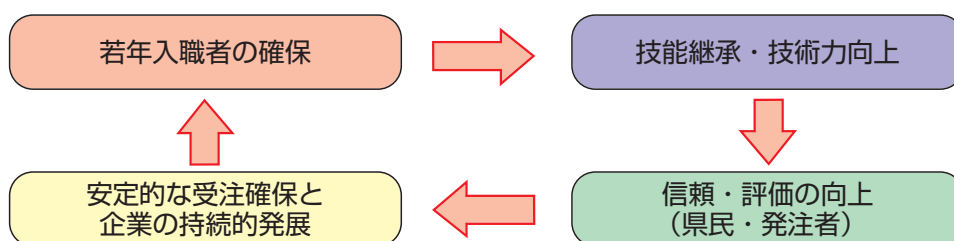


県内の建設業雇用者数 (人)



大分県内建設業就労者の年齢構成の推移

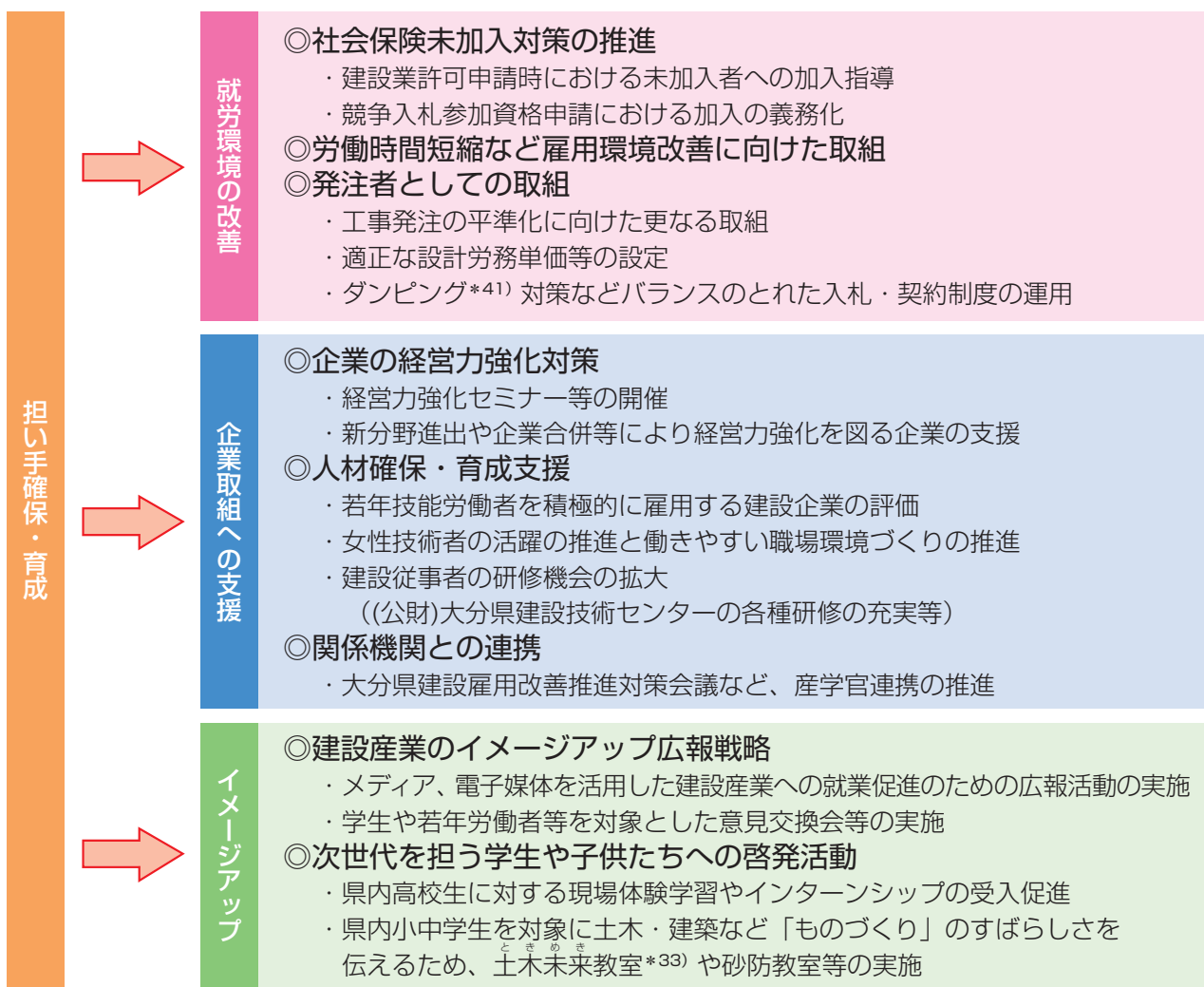
求められる健全な循環形成



●主な取組

公共工事の品質確保に資する「担い手の中長期的な育成・確保」を目指し、建設産業が進める構造改革を支援するため、関係機関や建設業団体とも連携を図りながら、就労環境の改善や建設産業のイメージアップに取り組んでいきます。

平成26年には「担い手3法」が改正され、**建設産業における担い手の確保・育成**が重要な柱に位置付けられました。※ 担い手3法…公共工事の品質確保の促進に関する法律・建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律



建設業人材確保PRパンフ



親子と土木のふれあい見学会の開催(東九州自動車道での工事現場見学)

4 人づくりの推進

2. おおいた土木未来プラン2015を実現できる職員の育成

土木建築部では、県民が主役の、県民とともに進める土木建築行政を目指し、現場主義を貫き、地域に寄り添って県民の生命財産を守り、県民が望むサービスを提供し続けられるよう、職員の「共通の価値観」と「行動指針」を規定した「土木未来宣言」を策定しています。

この宣言を職員一人ひとりがしっかりと心に留め、実践し、さらには、組織が人を育て、人が組織を育てる風土を継承しながら、本プランを着実に実行していきます。

●職員育成をとりまく現状と課題

(現状)

- 南海トラフ巨大地震、加速する社会インフラの老朽化など社会資本整備の課題が大きく変化
- 県民ニーズの多様化・高度化、権利意識の向上
- 団塊の世代の大量退職などによる技術力、専門的知識の伝承（習得）機会の減少

(課題)

- 高い水準の技術力、専門的知識や経験力の伝承と維持（技術力等の習得機会の確保）
- 必要な資格等の取得
- 様々な時代の要請や新たな課題に対応できる人材の育成

●土木建築部職員に求められる人材像（土木建築部人材育成計画から）

1) 共通に求められる人材像

- ①常に県民の立場に立ち、県民の生の声をよく聴き、県民が要求しているものは何かを考えることができる人材
- ②地域の状況をよく把握するため、災害などの緊急時にすぐに現場に駆けつけるなど、地域に密着し、現場主義に徹することができる人材
- ③県民の要求をしっかりと把握し、「より良く、より速く、より安いもの」を追求する姿勢を持ち、現状に満足せず、県民の満足のために常に改善していくことができる人材

2) 職種別の求められる人材像

☆土木技術職員

- 専門的な知識や技術力を有し適切な現場対応ができる人材
- 県民の声をよく聴き、施策に反映できるコミュニケーション能力を有する人材
- 企画立案から維持管理までの総合的なマネジメント能力を有する人材（行政マンとしての総合力を有する人材）

☆建築（設備）技術職員

- 受注者等への的確な指導力を有するなど、適切な現場対応ができる人材
- 職務に必要な資格や専門的な知識・技術力を有する人材
- 企画立案から維持管理までの総合的なマネジメント能力を有する人材（行政マンとしての総合力を有する人材）

☆用地職員

- コミュニケーション能力、交渉力を有するなど、適切な現場対応ができる人材
- 用地業務における専門的な知識、倫理観、遵法意識を有し、広い視野で柔軟な思考ができる人材
- 用地職員としてのプロ意識を持ち、問題解決能力や指導力を有する人材

☆管理職員

- コミュニケーション能力、説明力を有するなど、迅速な現場対応ができる人材
- 管理業務における専門的な知識を有し、遵法意識の高い人材
- 県民要請への対応能力に優れた人材

☆工事経理事務職員

- 入札契約事務、建設業許可事務における専門的な知識、倫理観を有し、遵法意識が高く、透明・公正な事務執行ができる人材
- 予算経理事務等を正確かつ迅速に執行できる人材

● 具体的な職員育成策

1) 研修実施方針

① 職場研修の充実

職場研修体制の確立、業務マニュアルの作成・更新、職場研修実施状況の把握及び効果測定

② 各事業課主催の担当者会議等への積極的な参加促進

関係機関との情報の共有、本庁業務主管課のバックアップ体制の確立

③ 専門研修の計画的かつ適切な受講促進

研修レベルの適切な設定及び切れ目のない階層別研修の実施、時流を捉えた特別科目の設定

④ 国土交通大学校などへの計画的な派遣

高度な専門知識の修得促進、指導的職員の育成に向けた派遣研修の実施

2) 具体的な育成策

☆ 土木技術職員

○ 職場研修の充実

採用4年目までの職員を対象に、各所属の企画・検査担当主幹等を中心に実施している職場研修の充実を図ります。

○ 計画的な専門研修の実施と充実

階層別に研修レベルを設定した上で、そのレベルに応じ、職員が受講しなければならない「必修科目」、自己の判断により受講する「選択科目」を設定します。更に、スペシャリストの養成を図るための「任意科目」（研修機関等への派遣）、全ての職員が受講できる「特別科目」も設定します。

○ 派遣研修の実施

国土交通大学校や(一財)全国建設研修センター等への派遣研修を計画的に実施していきます。

☆ 建築（設備）技術職員

○ 階層別専門研修体系の確立

職場研修と外部の研修期間を活用した研修を有機的に組み合わせた階層別専門研修体系を構築し、計画的な人材育成を図ります。

○ 職場研修の充実

建築業務全般及び営繕業務に係るマニュアルを基に職場研修計画を定め、先輩職員の技術力を伝承できる研修を実施します。

○ 資格等の取得支援

一級建築士等の資格取得について、資格取得支援研修を計画的に実施していきます。

☆ 土木系事務職員（用地・管理・工事経理）

○ 新任職員の早期戦力化

各事務の所管課が基礎研修から高度化研修（事例研究）等を計画的に実施します。

○ 職場研修の充実

経験者や先輩職員が未経験者や若手職員のパートナーとなり、一緒に現場対応などを行うことによる職場研修の充実を図ります。

○ 育成体制・制度の整備・充実

現場からの相談体制やルール等を確立するとともに、各職場で発生した事例や現在対応中の困難事例等を参考に、部内共有の懸案事項解決マニュアル（仮称）を作成します。

3) 役割分担

各種研修の実施については、土木建築企画課と建設政策課、そしてそれぞれの事務主管課が連携のうえ、適宜、研修等の評価、見直しを行い、計画的な人材育成を図っていきます。

（関係各課）

☆ 土木技術職員…建設政策課

☆ 建築（設備）技術職員…建築住宅課、施設整備課

☆ 用地職員…用地対策課

☆ 管理職員…関係施設所管課、建設政策課

☆ 工事経理職員…土木建築企画課、公共工事入札管理室